

## 家族構造と都市構造の変化における死生観と墓地の研究

〔都市型共同墓所と新たなコミュニティの形成へ・二つの事例研究〕

槇村 久子

はじめに

人間の生と死は、ある人間関係の中に生じ、その中で迎え閉じる、生活と精神的な営みとしてある。明治以前まで、その生活は、ある土地に生まれ、その土地で働き、家族を形成して、老いては子に扶養され、家で死を迎え、その土地に葬られた。土地―地縁、人間―血縁による地域共同体の中で、人生は完結していた。それが、産業構造の変化につれて、家族形態やライフスタイルが変化し、こうはいかなくなった。家族の形態も、国際経済化の中で職場の異動も、ライフスタイルも変化する激流の中で、私たちは拠点不安の中にある。

また、土地の面から見た墓地の姿容がある。経済成長の中で、都市は拡大し、墓地は都市化の中で都市域の外周へ移転を繰り返し、公園墓地様式を生んだ。

これまでの「近代日本墓地の成立と現代的展開」に関わる研究の成果を概略し、そこで提示された理論が、最近

どのように具体的に展開しているか、事例研究する。本稿では、家族構造の変化と都市構造の変化が最近著しい、首都圏での都市型共同墓所の2事例をまずとりあげ、家族構造の変化と市民の墓に関わるニーズ、墓の供給コンセプト、新たなコミュニティの展開について分析する。

## I 近代墓地の矛盾と展開

### 1. 墓の性格の変化

墓の本質的な性格は、人間の死に臨んで、生物としての遺骸が処理・対応されるための物質的な時間経過と、忘却あるいは記憶にとどめ、癒されるために精神的に処理・対応される精神的な時間経過を必要とするところにある。その時間経過を支える装置として墓はあった。

これまで墓は、「尊厳性」、「永続性」、「固定性」を持っていた。ところが、家族の形態が一代に限りなく近づいているいま、この墓地の時間性が大きく変わったために、墓のもつ性格が変わってきたのである。

この墓のもつ3つの性格は、尊厳性は「個人化」へ、永続性は「無縁化」へ、固定性は「流動化」へと変化する。まず、墓は「現在の私の家族の観念の延長」と捉えられ、墓は現在の自分のライフスタイルや家族の形や生き方を写したものである。人々の意識は先祖供養から自分の死後設計へ、意識は過去から未来へと向かっていて、墓は未来志向と個人化する。

次に核家族化、少子化、単身者の増加などにより、墓と墓地については、個人化する家族に対応する需要の増大と無縁化の促進を同時に引き起こしている。第三に近代化の中で、明治以降人々は都市への移動と転勤などによる

住居の移動を経て、最後は墓を移動させる現象を起こし、墓の流動化を起こした。

## 2. 墓の家族理念と供給企図のミスマッチ

この原因はゆがめられた家族理念と墓とのミスマッチにある。現在の公営墓地や民間霊園は、1923年に開設された多磨霊園をモデルとしている。この墓地様式は、技術・形式としては欧米の風景的、公園的であり、習俗として家制度と土葬を基本にしている。この形式と理念が破綻しているのが現在の墓地問題なのである。つまり、問題は公園様式そのものにあるのではなく、現実の市民の家族形態やライフスタイルの変化と動向とかわる墳墓の形式、単位、使用期間、継承権などのソフト面と、公園様式というハード面のミスマッチにある。つまり、内—中身—理念—シンボル—精神とした家族が、社会経済構造の近代化の進展過程でその構造と意識を変えてきたにもかかわらず、「家」による家族を基礎として、外—形—様式—デザイン—技術として公園に重ね合わせたところ公園墓地の矛盾が出てきたといえる。当時想定された家族自体が、古来の家族形態や旧習でもなく、近代化の中で逆行する形で意図的に形成された家族形態であり、それを墓地の家族理念としているところに、ハード面の墓地や企図や計画が、近代化の進展につれて内側から崩れていったといえる。

## 3. 地縁・血縁を超える、「都市型共同墓所」と無形の墓

家族の意識を変えてきたのは、家族形態からだけではない。内部から変えているのは女性の生き方の変化である。家族形態は、世界で最長寿という平均寿命の延伸と高齢化、出生率の低下、平均世帯員数減少、未婚、離婚、再婚など家族形態の多様化がある。個人化、孤立する家族を支える社会システムやコミュニティが形成されなまま、

家族が現実の矛盾の中に置かれている。人生の最終段階のその矛盾としてたち現れてきたのが現在の墓の問題である。

このような矛盾を克服する形で現れてきたのが、筆者が名づけるところの「都市型共同墓所」の構築である。家族を単位とせず、地縁・血縁によらずに同じ墓所に眠っている墓の形をそう呼んでいる。1975—1990年に出現した大阪北生協霊園、老人ホーム新生苑・慰霊堂、京セラ従業員の墓、女の碑の会・志縁廟、安穩廟、もやいの碑である。

都市型共同墓所の第一波は、家族の血縁や地縁がなくなり、新しいコミュニティが形成されないために現れた。仲間縁、杜縁、無縁、女縁ともいふべき関係から出てきた。第二波の都市型共同墓所は、被葬者の異質性が高く、属性を全て問わない。安穩廟、一心寺・骨仏、もやいの碑がそれである。ただし、一心寺の骨仏は明治期半ばに第二波の前身として都市に流入してきた地縁血縁もなく、また家制度の家族から漏れ落ちた人を受け止めた。

都市型共同墓所を成立させている共通の要因は、個人単位である、共同祭祀がある、死後の平等性の3つである。そして、1990年代に入り、散骨など墓や墓地の無形化への動きに展開した。

このような変化と矛盾の中で、それを克服する形として次に示すような、墓の共同化、無形化、有期限化の方向が導き出された。



## Ⅱ 近年の人口と土地の動態と都市型共同墓所の展開事例

次に、前述の導き出された理論的方向性が、具体的にどのようなように展開しているのかを、検証する。背景として、家族構造のさらなる変容を最近の人口動態から検証し、また都市構造の変容を最近の地価動向から都心回帰への現象を調べる。

1975年代以降家族構造や都市構造の変化に対応する墓や墓地のさまざまな取り組みが始まっているが、本稿ではまず具体事例として、都市型共同墓所の先駆事例として登場した「もやいの碑」のその後の展開と、新たな都市型共同墓所として都心の寺院として「東長寺・縁の会・水の苑」を取り上げる。

### 1. 少子高齢人口減少社会へ

少子化の進行は予想をはるかに上回る。国立社会保障・人口問題研究所が1995年の国勢調査に基づいて発表した「日本の将来人口推計」によると、合計特殊出生率は2000年の1・38を底に、2005年には1・61まで回復する予測であった。しかし、1999年には1・38になり、さらに2001年には1・33になり、少子化のスピードは増している。同研究所の2000年の国勢調査に基づく2002年に発表された「将来人口推計」では、2017年の1・31を底に、2050年には1・39になるという厳しい予測をしている。

高齢人口は2000年では17・4%である。高齢人口の割合の推移は、2050年の合計特殊出生率が1・63の高位推計によると33・1%、1・39の中位推計であれば35・7%、1・10の低位推計であると高齢者人口は39・0%にもなる。

生産年齢人口は1995年をピークに減少し、総人口は2007年を頂点に減少する。

高齢化、少子化のスピードは速く、高齢化社会、高齢社会、少子高齢社会、そして少子人口減少社会にもうすぐ入る。この数字の激的推移によって家族構造の変化による個人化、無縁化、流動化はさらに促進されると考えられる。

## 2. 地価の下落と土地利用の変化

日本は高度経済成長に伴い、都市に人口が集中し、また都市域が拡大した。地価はそれに伴って特にバブル期に高騰したが、近年地価は連続して下落し、土地利用の変化が見られる。2001年9月の国土交通省土地・水資源局の「平成13年都道府県地価調査に基づく最近の地価動向について」によると、特徴として次のように述べられている。

三大都市圏では住宅地については、①東京都区部で、下落幅が縮小し、上昇や横ばいの地点が増加した背景には、近年の地価下落により需要側に値頃感が生じたこと、交通基盤の整備や再開発事業の実施により、住宅需要の都心回帰の動きが続き、居住用不動産への需要が堅調であったことがあげられる。②東京都区部以外にも、鉄道新線の開通した地域や利便性に優れた地域では、上昇や横ばいに転じた地点が現れた一方、郊外部の通勤遠隔地では、交通利便性に劣る地域を中心に、依然として大きな下落が見られた。

三大都市圏では、「都道府県地価調査前年変動率の推移」をみると、三大都市圏では1991年（平成3年）から11年間連続して下落している。たとえば、京都市内では、2001年の住宅地の地価は、1984年（昭和58年）を100とすれば118・8で、ほぼバブル期以前の地価に戻っている。

そのため、土地利用の変化が生じ、都市圏の拡大は止まり、住宅の都心回帰の現象は今後も傾向として続くと考え

えられる。都心居住へのこのライフスタイルの変化は墓や墓地へのニーズに変化をもたらすと考えられる。

### Ⅲ 事例研究—東長寺・縁の会墓苑と「もやいの碑」から

#### 特定非営利活動法人・任意後見生前契約受託機関の設立へ

##### 1. 東長寺・縁の会墓苑

(1) 墓苑のシステムについて

東長寺は曹洞宗を宗派とし、東京都新宿区四谷にある。周囲をビルやマンション群に囲まれた都心立地の寺である。1996年(平成8年)開創400年事業として、「縁の会墓苑」が発足した。

・墓苑のシステムは、「縁の会」への個人の入会、生前の入会を基本とし、国籍、過去の宗教や宗派を問わない。

その理由は、都市では家や代々の墓を持っていない人が新たに墓を購入することが難しいこと、また生涯独身の人や墓を継承する人がいないケースなど旧来の家制度の考え方では墓を維持することが困難な状況が生まれていること、また家族以外の友人で墓に入りたい人などの要望があり、個人のための墓の必要性が増していると考えられた。

縁の会では、会員が仏教文化講座や仏教に触れる機会や、先に亡くなった会員を祈ることを願っており、個人墓であると同時に会員全体の墓とも言える。

・墓碑の形—水の苑と縁の碑

個人墓はどのような形になっているのか。縁の会墓苑は2つの墓で構成されている。御影石の石柱か漆塗りの銘

板の「縁の碑」で石柱は山門を入ると目の前に現れる水の苑（池）に置かれ（写真1）、銘板は水の苑を取り囲む回廊の壁にはめられている（写真2）。銘板は釈迦の一生を描いた漆の壁画の周辺にはめられている。石柱の表面に会員の俗名を刻んでいる。石柱も銘板の表面も10 cm角である。

もう一つは、位牌（高さ15 cm）とお骨を納めた釈迦三尊十六羅漢像を祈る「羅漢堂」である。階段状の位牌段の下が納骨スペースになっている。

・永代供養と合祀墓

毎月1日を萬燈供養として供養し、三十三回忌後は境内にある総墓の多宝塔へ合祀する。

・費用は、個人墓、戒名、位牌、納骨式、永代供養、管理費、会運営費を含めて、一人80万円。1996年7月に募集開始した。

（2）縁の会の活動

墓苑に申し込んだ人は同時に会員に登録される。会員は戒名が授けられ、毎月一日に授戒式が行われている。この毎月一日には、「一日法要」として座禪、写経、薬石膳、仏教文化講座、年分行持があり、会員は参加できる。

・現在の会員のプロフィール

現在の会員のプロフィールは、平成15年7月末時点で次のようである。会員総数5

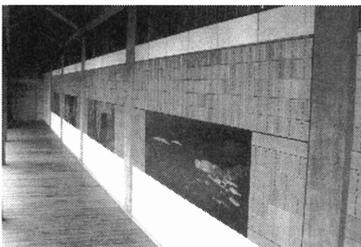


写真2 東長寺・回廊の壁画周辺の銘板



写真1 東長寺・水の苑の石柱

487人(うち納骨入会は972人)、入会後亡くなった人は438人。生前会員数4077人。男女比は男性が1525人で37・4%、女性は2522人で62・6%である。会員は首都圏を中心に北海道から九州まで全国に及んでいる。東京都内55%、首都圏40%、千葉県、神奈川県、埼玉県が多い。

・世代別

会員の世代では、60歳代が中心で最も多いが、40〜30歳代も少なくない。夫婦が6割強で、夫が定年後の時期に申し込むケースが多い。きっかけをつくるのは女性が7割で、夫がお墓のことを考えていないため、妻が行動を始める。「主人はお墓の問題はまったく理解していない。夫は逃げている」と話す女性。60歳代の団塊の世代以上の女性にも、墓のコンセプトは重要だと考えられている。夫婦での会員は大半が子供がいらないか、娘だけの構成である。

残りは単身者である。単身者は85%が女性である。一人で70歳を迎えて申し込む女性、30歳、40歳代の若い単身女性もいる。住居と墓とかを多少意識した世代である。このような若年層は将来の自己の安心を求めて申し込んでいる。30代後半の女性たちが、墓のコンセプトを認知し、自分の母親に働きかける場合も多い。

・生前個人墓

生前個人墓に対する反応は2つある。意識の問題と具体的ニーズである。「このような墓を求めている」、「探していたものがあつた」というコンセプト型の反応。もうひとつは、物故者がいて墓を求める現実の背景がある人と、従来の家族を前提とする立場の墓ではニーズが満たされない人である。生前の制度によって、宗教性が満たされる、一方で利便性と経済性が満たされている。

・永代供養と合祀墓

生前個人墓を成立させているものに永代供養と合祀墓があると考えられる。生前に墓を決めるのは、最終的に自分の生き方を決めることになる。自分がどう生きるのかを考える。

それは死の前後の問題が最も大きい。単身者が亡くなった時どう対応するか、これが明確でないと単身者は墓まで行き着けない。24時間体制で、いつでも寺が亡くなった会員を迎えに行くことができる体制を整えた。会員の最後の約束をするためであった。

(3) 新コミュニティの形成

毎月の「一日法要」、仏教文化講座には常連の会員の参加があり、そこから会員同士の輪が広がっている。講座からコーラスや絵画などの活動が内発的に発展し始めている。ここで出会った人が無縁の縁ともいえる新しい縁を作り始めている。

最も会員と関わりが深いのは、縁の会の事務局スタッフである。会員は個人のさまざま家族や自分の悩みや問題を抱えている。それを聞いたり、一緒に悩んだりという相談の窓口機能を持っている。死ぬまでの老後の問題、一人暮らしで死んだ後の病院からの引き取りや葬儀の心配、夫や子供など家族の死に遭って、また自殺や事件によって家族を失った衝撃など、個人や家族が抱える問題は多様である。

申し込み時の相談や会員から相談や会話の中で出てきた事項に対応しようと準備する、それが、今を考える状況をつくっていると考えられる。「葬儀生前契約」も会員の要望から提案されている。つまり、現場が最大のノウハウであると考えられている。

・宗教の役割

毎月一日に「二日法要」を行い、座禪、作務、写経、授戒式、薬石、仏教文化講座、供養があり、関心のあるものに参加できる。また年間の宗教行事を行い、旅行には120人から130人の参加がある。仏教文化講座は常連の人が参加しており、そこから会員の輪が広がっている。

特に生前授戒は墓の申し込みとの意味が深い。契約後30日から60日後、授戒式を行い、戒名が授けられて位牌が作られる。半日体験によって感動する人もいる。会員は平等であり、階級制はない。曹洞宗の戒名として信士、信女に統一されていて、特別の要望は受け付けられない。寺に来てからはじめて宗教に触れる人もいる。サービスマンではなく、教化であると考えられている。

法事は七回忌まで5割の会員が寺で執り行っていて、忠実性が上がっていると見られる。

(4) 生前個人墓についての動機と選択の条件

生前個人墓というシステムに対して、会員になった人を対象に、入会後の感想や要望を聞くため、同会では会員アンケートを実施している。同アンケートは平成8年7月から平成14年12月末までの入会者5091人。そのうち納骨での入会や、入会後なくなった人、療養中の人を除いて、標本数は3749人。実施機関は平成15年3月20日から4月10日。回収総数は2322人(男性858人、女性1462人)。設問は入会の経緯や選択基準、入会後の感想、今後の縁の会への要望などである。

アンケート結果によると、墓探しの動機(複数回答)は、「家族、親族に負担をかけたくない方法を考えて」が58・0%と最も多く、次いで「老後の準備のため」43・2%、「代々の墓の継承者がいないので」16・9%が

「独り暮らしなので万が一のことを考えて」 12・5%である。(複数回答)

・墓選びの条件(複数回答)としては、「永代供養がある」71・0%と最も多く、次いで「交通の便が良い」31・3%、「お寺の経営」24・7%、「都心に近い」24・3%である。

・入会を決めた理由(複数回答)としては、①全体のシステムについては、「永代供養してくれる」が79・9%、「入会後に費用がかからない」59・4%、「契約形態が明解」40・8%、「戒名を授けてくれる」39・6%である。②寺に対する評価や印象については、「水の苑がきれい」43・0%、「清潔」38・9%、「全体的にセンスが良い」35・9%、「歴史が古い」23・2%である。③職員の対応については、「説明がわかりやすかった」58・6%、「安心できた」49・7%、「話やすかった」29・2%である。

・入会後の感想としては、「満足している」67・5%、「不満な点、改善してほしい点がある」4・6%である。満足している点については、自由記述の761件を集計から、上位3つは次のようである。「生前個人墓の仕組み、会の運営内容、管理体制が充実していて信頼できる」が39・8%。次いで「毎月の合同供養はじめ、さまざまな行事などもあり、寺が永代供養を約束してくれて安心した」が32・7%、「寺報や各種のお知らせなど細かい情報提供があり、寺との結びつきが感じられる」が15・6%である。

・アンケートから読み取れること

アンケートの回答から、動機としては、子供や親族に自分のことで面倒をかけたくない、自分で準備しておくという気持ちが強く現れている。また継承者がいない不安も感じている。選択の条件として、将来の供養を寺が約束してくれることや、立地や交通のお参りの利便性が求められている。選択を決定した理由として、自分たちの考えにあっているか、不安を解消してくれる仕組みがあるか、仕組みがわかりやすいか、しっかりした供養があるかどうか

か、が基準になっている。

総じて、死んだ後の安住の場と将来の供養が約束されたことが、安心感に結びついている。また現実問題として契約形態の明解さと費用の点が評価されている。

## 2. 「もやいの碑」から特定非営利活動法人・任意後見生前契約受託機関と生前契約等決済機構の設立へ

### (1) 「もやいの碑」と「もやいの会」

・「もやいの碑」は、“浮遊する都市人の有縁の墓”として1990年(平成2年)6月設立された。この世に生を得ていたという記録すらないまま、廃棄物のように葬られるのは、人権上からも許されないと、磯村英一氏の体験による願いから、東京都豊島区巣鴨のすがも平和霊園の中に「もやいの碑」が建立された。(写真3)

もやいの碑は青御影石で「もやいの碑」と彫刻されている。碑の横の堀状の壁面には、会員の名前と生年月日が彫刻されている。死亡すればその年月日を彫刻する。単身者もいれば、夫婦や家族の名前も並べて彫刻されている。碑の地下室には、小さい骨壺に名前、没年月日の他、思いの今生へのメッセージが記されたものが収められている。骨壺や壁面に氏名を彫刻、コンピュータ入力、永代管理費や合同永代供養料を含めて、当時は一体10万円としている。各個人の生きた記録はライフヒストリーバンクが保存している。

毎年4月8日と、12月8日の年2回集まり、合同慰霊祭を行っている。

・「もやいの会」は「もやいの碑」に入るための会組織であり、同会の事務局が同碑を維持、管理運営している。



写真3 もやいの碑と石板

同会の設立の目的は、「21世紀の高度都市化社会、高齢社会に臨んで、大都市、東京に生き、働き、そして縁を持った人々の生前および死後の存在証明というべき『墓』のあり方を、広く人権と平和の立場から調査、研究、運動実践すること」とされている。

21世紀は高度都市化、高齢化の社会を迎える。人々の生活様式や価値観が急速に変化し、これまで依拠していた「家族」「家」が大きく揺らいで、限りなく「個人化」の傾向をたどると予測される。特に都市においては、墓地問題を織り込んだコミュニケーション・都市設計は、21世紀の自治体総合計画の大きな柱となると考えられる。そこで、大都市に生きた人が、「平等」で「有縁」に結ばれなければならないという視点から、墓を軸にコミュニティ作りが始まった。

人口の都市集中や核家族化が進む中で、独り暮らし、寝たきりなど「家」を持たない人が増え、その延長線上に死の問題がある。また、離婚、再婚と人々の行き方が多様化したために、既成の「家」の墓に入れない人がいる。さらに少子化の中で長男長女同士の結婚により、女の子だけの場合、家の「跡取り」が途絶えてしまう。いずれも祭祀財産である墓の承継難が社会問題になっていて、今墓は新しいあり方を考えなければならない時にきている、と1990年の設立当時に考えられていた。

「もやい」とは、船と船をつなぎ合わせる、寄り合って共同でことをする、という意味である。この世に生を受けた人びとが、性、門地、財産、職業、人種、民族を超えて生前および死後の世界において有縁になろうと呼びかけている。そのために、東京に限らず、全国や海外の人々も視野に入れ、また生きているときから仲間づくりと暮らしをつくっていくために、4点をめざしていた。

①生前からのコミュニティづくりをめざし、仲間づくりを具体化していく

- ② 世代、性、地域、階層、人種、宗教を超えて生前も死後の世界も平等なネットワークづくりをする
  - ③ 墓地問題とともに、まちづくり、村おこし運動を全国にひろめる
  - ④ 生きがい、死にがい社会学を求めて、死の尊厳の問題、ホスピスなどさまざまな分野からより良い生をめざす。
- ・ もやいの会会員

2002年現在、生存会員は約3300人、死亡会員は約1000人である。

もやいの会員は、実際に遺骨の埋蔵を希望する会員と趣旨を支える一般会員がいる。

1995年9月末当時、埋蔵希望会員は2043人、一般会員も317人であった。東京23区が中心だが、関東一円から夫婦会員が52・6%、単身会員47・7%であった。現在は、NPOりすシステムとして、東京本部の他、仙台、名古屋、大阪、熊本の各市に支部を置いている。

当時一番の課題は遺骨の引取りであった。会員同士が協力して遺骨を同会に届けられるように生前から付き合いもはじめた。しかし、実際はいつそのときが訪れるか、予測は難しい。そこで、できないときのために、「遺骨引取り証書」「もやいの碑埋蔵承諾書」に事前に登録しておく、引取りを事務局に依頼できるようにした。ところが、後述するように、会員からのさまざまな要望などに対応して、次の「任意後見・生前契約受託機関・NPOりすシステム」と「NPO日本生前契約等決済機構」の設立になった。

- (2) 任意後見・生前契約受託機関・特定非営利活動法人(NPO)「りすシステム」
- ・ 組織の概要

生前契約は「LISS(りす)システム」(Living・Support・Serviceシステム)として、1993年秋に設立された。前述の「もやいの会」の会員から、葬儀など死後のこと、生前に困っている入院や、老人ホームの保証人などを引

きを受けてほしいという切実な要望があったからである。その後7年間に会員からのさまざまな要望と、社会状況の変化の中で実績を積み、2000年2月に、仕事の監視と費用の支払い役である「NPO日本生前契約等決済機構」が設立され、同年11月、「りすシステム」はその生前契約の受託機関としてNPOになっている。受託機関と生前契約等決済機構が設立されたのは、契約された内容が完全に実行されているか監視するためで、受託機関が契約者から依頼された内容事項を実行し、決済機構が支払いと監視をする関係である。

・NPO「りすシステム」がめざしているのは、最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする、そのため「21世紀型の保証システム」である。「任意後見契約に関する法律」が2000年4月に施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約により、「生きているとき」から「万一判断力をなくしたとき」「死を迎えたとき」までを一貫して支援できることになった。

事業の内容と役割は、家族がこれまで担ってきた役割を支援することである。

- ①亡くなったときの喪主（祭祀主宰者）の役割
- ②死後に発生するさまざまな仕事や事務処理の引き受け
- ③痴呆などで正常な判断ができなくなったときのサポート（任意後見契約）
- ④これまで家族が担っていた、日々の生活の中で人が生きていくために必要な仕事（日常生活支援）
- ⑤老人ホームや賃貸住宅の入居や病院等の入院、手術等の身元引受保証人の役割
- ⑥その他

上記の事業内容は、身近に家族がいれば普通に家族が担っている仕事でも、未婚単身者、離婚単身者、子供がいない人、子供がいても遠方で実際は援助ができない人など、日常生活にまさに現れる障害を、家族に代わって役割

を担うものとして、長年の活動の中から「りすシステム」が創ってきた。

・仕事を担う人

NPOりすシステムから発注を受けて、利用者から依頼された仕事を実際にするのは、同決済機構が資格認定した「生前契約アドバイザー」である。「死後事務」については、全国、いつ、どこで、何が発生しても対応できるように、都道府県に一社以上の霊柩事業者に協力要請がされている。

(3) 特定非営利活動法人・日本生前契約等決済機構

・組織の概要

2000年2月に経済企画庁（現在内閣府）よりNPO法人として認証を受けて設立された。「りすシステム」の「生前契約」という仕組みの趣旨に賛同して係わっていた公証人、法律の専門家、学者などが立ち上げた。理事長は田村達美氏である。

同機構がめざしているのは、生前契約は、死者の尊厳を認め護りたいこと、護ってほしいと求めている人の願いに応えることにある。そのため生前に契約された内容が完全に実行されているか否か、実行されていないか督促して実行させる監視役として位置づけられている。また、判断力をなくしてしまった時に、元氣なときに自己決定したことや日常生活支援について「任意後見契約」にそって監視することが目的である。

具体的な事業内容と役割として次のことがあげられている。

①公正証書遺言執行の引き受け

②受託機関が行った仕事が契約どおりできているか否かのチェックと、仕事が不十分な場合の督促や是正勧告

- ③ 遺言執行によって換金した資金の、仕事を確実に行った機関や人への支払い
- ④ 利用者が「まさかの時」に備えたお金の管理、支払いの代行
- ⑤ 契約をした仕事を全て完了した後に残ったお金（余剰金）の精算
- ⑥ 契約による数年、数十年先まで続く、墓の管理など超長期にわたる仕事への支払い代行業務
- ⑦ 生前契約アドバイザー、成年後見コーディネーターの資格の認定
- ⑧ 生前事務委任契約の監督人の引き受けや、家庭裁判所から選任された場合の任意後見監督人の引き受け
- ⑨ その他、システムが円滑に機能するために必要な業務

・公正証書作成の意味と種類

生前契約は、長い期間にわたるため、公正証書として作成している。その結果、内容は外部に漏れることなく、契約が必要になったときに、公文書として強い証拠となり、契約した内容が実行されることを確実にすると、考えられている。

公正証書として作成するのは、「死後事務（遺言）公正証書」「生前事務委任契約公正証書」「任意後見契約公正証書」の3種類である。

「死後事務（遺言）公正証書」には、自分が死亡した場合、してほしいこと、そのために使ってよい費用、費用に余剰が出れば誰に渡すか、などの内容が記載される。遺言者の死亡で、遺言の効力が生じ、生前に取り決めた内容を、遺言執行者「NPO日本生前契約等決済機構」によって実行される。生前契約の基本としている。

「生前事務委任契約公正証書」は、生きているときにしてほしいこと、つまり生活支援の内容を記載する。契約

は、「利用者」と「NPOりすシステム」と「NPO 決済機構」の三者間で結ばれる。実際に依頼を受けて仕事をするのは「NPOりすシステム」で、その監督と支払いをするのは「NPO 決済機構」である。

「任意後見契約公正証書」は、意思能力を失ったときに備えて、自分の後見人を公正証書契約で決めておく。公正証書の内容は法務局に登録され、必要になったときだけ実行に移される。

このようなシステムをつくってきた背景には、もやいの会の活動の中で、会員から、死亡した後の葬儀の依頼がら始まって、死亡直後から死亡の確認や死亡診断書の申請、病院からの搬送等々、発生するさまざまな多くの仕事に、引き受けてほしいという要望が次々と出てきたためである。死亡前後だけでなく、例えば老人ホームに入居するときも、入居身元引き受け保証は、死亡時に身柄の引き受け義務が課せられているためで、家族がいない場合老人ホームにも入れないためであった。また会員になってから時間が経過の中で意思能力を失っていき、事務局としてどのように対応するかなど、会員の要望をひとつ実行する過程で、他の課題が出てきて、次々と出現する課題に対して具体的に解決の方法を探ってきた結果、このようなシステムができたと考えられる。

### まとめ

都市型共同墓所の2事例は、家族の形態や意識の変化と市民の具体的ニーズに対応して設立された点は共通している。生前に会員になる会組織として運営されている。生前に個人墓（夫婦や家族がともに個人会員であってもよい）として自らの意思によって確定されている。継承者がいなくても永代供養や合祀墓の形で、未来に対して安心感を得ている。また、会員の日常生活の中から起きてくる会への要望に対応して、システムを作っている。

以上は共通している。東長寺の例は、曹洞宗による授戒や行事、仏教文化講座、納骨スペースが羅漢堂や多宝塔であるなど、宗教性を強く出しているのが特徴である。もやいの碑から発生したリスシステムと生前契約等済済機構は、納骨の形式、墓のあり方から、会員個人の死の前後に発生するしなければならない事務的な処理と本人の意思を実行するためのシステムへと展開している。どちらも、会の活動が、会員同士と会員と事務局のスタッフとの間に、新たな人間関係を作りはじめていて、特に会を運営する事務局スタッフと会員とのコミュニケーションはシステムを支える重要な意味を持っているといえ、地縁血縁に代わる最も重要な要素になる。

## 参考文献

横村久子(1990) .. 家族形態及びライフスタイルの変化と墓地のあり方、『造園雑誌』第53巻5号、p281-286、日本造園学会

横村久子(1990) .. 「家族形態とライフスタイルの変化と墓地の近未来」、『緑の読本』第26巻第13号、p100-106、公害対策技術同友会

横村久子(1991) .. 「住居の移動における墓地のケース研究」、『造園雑誌』第54巻5号、p239-244、日本造園学会

横村久子(1992) .. 「家族形態及びライフスタイルと墓・墓地についての意識」、『造園雑誌』第55巻4号、p309-314、日本造園学会

横村久子(1992) .. 「多層墓地をはじめとする公園墓地の成立と今日的展開」、『造園雑誌』第55巻5号、p121-126、日本造園学会

- 横村久子 (1993) … 『近代日本墓地の成立と現代的展開』 総129頁、資料編総55頁、京都大学博士論文
- 横村久子 (1994) … 『都市型共同墓所の構築と地縁血縁を超える墓地の方向』、『造園雑誌』 第57巻5号、p109-114、日本造園学会
- 横村久子 (1995) … 『高齢者とお墓』、『家族—21世紀への展望第3巻／高齢者と家族』、p183-200、中央法規出版
- 横村久子 (1996) … 『お墓と家族』 総257頁、朱鷺書房
- 横村久子 (2002) … 『少子・高齢社会における墓制・葬送と都市環境変化に関する研究』、『研究成果抄録集16』、p94、京都女子大学・京都女子短期大学部
- 横村久子 (2003) … 『家・家族とお墓について』、『日本人のお墓』 p345-376、日本石材産業協会
- 東長寺 (2001) … 東長寺 縁の会墓苑 「水の苑」
- 東長寺縁の会 (2003) : NEWS LETTER 東長寺縁の会
- 松島如戒 (2001) … 現在の生前契約は利用者の安心をどこまで保証できるか、「りす倶楽部」第82号、ISSシステム本部
- 松島如戒 (2002) … 『死ぬ前に決めておくこと—葬儀と生前契約』、岩波書店
- 特定非営利活動法人りすシステム (2002) … 『任意後見・生前契約受託機関NPOりすシステム』
- 特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構 (2002) … 『NPO日本生前契約等決済機構』
- 大阪市民局 (2002) … 市政モニター報告書「墓地に関する市民意識について」 p1-26
- 国土交通省土地・水資源局 (2001) … 平成13年都道府県地価調査に基づく最近の地価動向について

〈キーワード〉

墓、墓地、家族、都市、死生観、コミュニティ、NPO